融資制度のご案内

平成 26 年度　中小企業者向

1　三重県中小企業融資制度とは …… 1-2
2　三重県中小企業融資制度一覧 …… 3-6
3　その他の融資制度 …… 7
4　政府系金融機関の融資制度 …… 8
5　三重県信用保証協会のご案内 …… 9-10
6　小規模事業資金・
　セーフティネット資金のご案内 … 11-12
7　小規模企業者設備資金のご案内 …… 13
8　県のホームページ …… 15

三重県雇用経済部サービス産業振興課

三重県中小企業融資制度の概要

県の中小企業融資制度とは

三重県では、中小企業の皆様が事業経営に必要とする資金を円滑に調達していただくために、金融機関、信用保証協会（小規模事業資金では商工会、商工会議所を含む）などの協力を得て、三重県中小企業融資制度を設けています。

利　用　で　き　る　方

下記①～④の条件をみたす必要があります。

①中小企業者（又は小規模事業者）

	中小企業者（下記いずれかに該当）		小規模事業者
業　　種	資本金	従業員数	従業員数
小　売　業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	5,000 万円以下	100 人以下	20 人以下
卸　売　業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
製 造 業 等	3 億円以下	300 人以下	20 人以下

②県内での事業歴等

三重県内に主たる事業所を有し、一年以上継続して同一事業を営んでおり、かつ、事業税等県税を完納していること。

③業　種

農業、林業、漁業等第一次産業に該当する業種及び遊興娯楽業など一部の業種以外は融資制度をご利用できます。（※中小企業信用保険法に基づく信用保険の申込対象業種であること。）

④許認可

行政庁の許認可等を必要とする事業を営む場合は、その許認可等を受けていること。

融資対象（資金使途）

融資の対象となる資金は、主たる事業に必要な設備資金又は運転資金です。事業と関係のない生活資金や既に受けている融資の返済資金、納税資金、投機資金等には利用できません。

ご　利　用　方　法

金融機関（小規模事業資金の場合は商工会、商工会議所）に融資の相談を行って下さい。

取扱金融機関、信用保証協会等の審査を受けたうえで、県の定める融資条件により取扱金融機関から必要資金の融資を受けます。

なお、県の認定や承認等を必要とする制度もありますので認定等を行う機関にご相談下さい。

融資申込に必要な書類

金融機関、信用保証協会、商工会、商工会議所でそれぞれ所定の書類が必要です。まず、①決算書、②確定申告書、③納税証明書、④事業計画書、⑤見積書・図面、⑥印鑑証明、⑦商業登記簿謄本などを準備して相談に行かれることをお勧めします。

中小企業融資制度のしくみ

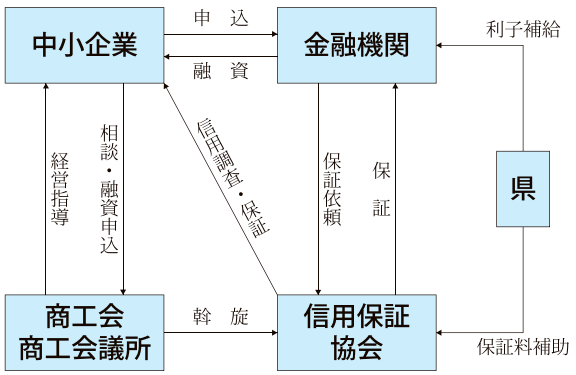

こんなとき、県の融資制度をご利用下さい。

- 小規模事業者が、設備資金、運転資金を必要とするとき …… 小規模事業資金
- 小規模事業資金の借換を希望するとき …… 小規模借換資金
- 小規模事業者が緊急の短期小口資金を希望するとき …… 小規模事業者短期小口資金
- 事業を営んでいない個人が、新たな事業を始めるとき …… 創業・再挑戦アシスト資金
- 経営革新による事業活性化を図るとき …… 経営革新資金
- 三重県版経営向上計画による経営の向上を図るとき …… みえ経営向上支援資金
- みえ産業振興戦略の推進に向けた事業展開に取り組むとき …… みえ産業振興戦略関連資金
- 公害防止や環境保全、地震・風水害等への対策に取り組むとき …… 環境・防災対策等促進資金
- 取引先の倒産、災害等により経営が安定しないとき …… セーフティネット資金・リフレッシュ資金
- 再生計画に基づき事業の再生を図るとき …… 再チャレンジサポート資金

信用保証料の弾力化について

三重県信用保証協会の信用保証料率が弾力化され、中小企業者が負担する保証料率は、その経営状況に応じ、年 0.45％から 1.90％（責任共有対象外の場合 0.50% から 2.20%）まで 9 段階の保証料率となっています。県融資制度は、県が 0 から 0.40％の保証料補助を行っており、利用者負担は年 0.45％から 1.50％（責任共有対象外の場合 0.50% から 1.80%）に軽減されています。（小規模借換資金など一部資金を除く。）

なお、右のものについては、当面弾力化の対象外です。

①小規模事業資金のうち特別小口扱い
②創業・再挑戦アシスト資金
③経営革新資金
④環境・防災対策等促進資金のうち公害防止に係るもの
⑤みえ産業振興戦略関連資金のうち海外投資関係保証に係るもの
⑥セーフティネット資金
⑦再チャレンジサポート資金　※一般扱いを除く。

責任共有制度について

平成 19 年 10 月 1 日から金融機関と信用保証協会の責任共有制度がはじまりました。これまで、信用保証協会による保証は、代位弁済リスク 100％を保証していましたが、責任共有制度実施以降は、信用保証協会の保証割合は 80％程度となり、20％相当のリスクは金融機関が負担することになりました。

なお、右のものについては当面責任共有制度の対象外です。

①特別小口保証
②創業関連保証、創業等関連保証
③経営安定関連保証（セーフティネット）
　１号から６号
④災害関連保証
⑤事業再生保証
⑥小口零細企業保証
⑦求償権消滅保証
⑧破綻金融機関等関連特別保証

平成 26 年度三重県中小企業融資制度

制度名	融資の対象	資金使途	融資限度額（万円）	協会利用	融資利率（固　定）
小規模事業資金【小口】	一般扱い 小規模事業者であって、商工会又は商工会議所の経営指導を受けている者	設備資金 運転資金	1,500	有	1.75%
	過疎地・東紀州地域扱い 過疎地・東紀州地域で事業を営む小規模事業者であって、商工会又は商工会議所の経営指導を受けている者	設備資金			1.55%
	商工貯蓄共済制度加入者扱い 商工会の会員で 12 か月以上正常に共済掛金を拠出している小規模事業者であって、商工会の経営指導を受けている者	設備資金 運転資金			
	中小企業倒産防止共済加入者扱い 中小企業倒産防止共済に共済掛金を拠出している小規模事業者であって、商工会又は商工会議所の経営指導を受けている者				1.65%
	特別小口扱い（無担保・無保証人扱い） 税金を完納している小規模事業者であって、商工会又は商工会議所の経営指導を受けている者		1,250		1.75%
小規模借換資金【小口借換】	一般扱い 小規模事業資金の対象者であって、借換要件を満たす方	設備資金 運転資金	1,500	有	1.75%
小規模事業者短期小口資金【小口短期】	小規模事業者	運転資金	500	有	1.75%
創業・再挑戦アシスト資金【創業アシスト・再挑戦アシスト】	創業扱い・再挑戦扱い 事業を営んでいない個人で、個人創業なら１か月以内、会社設立なら２か月以内に創業する具体的な計画を有する者	設備資金 運転資金	1,000	有	1.55%
	商工会・商工会議所斡旋扱い 創業扱い又は再挑戦扱いの要件に該当するほか、商工会又は商工会議所の創業支援を受け、本資金と合わせて日本政策金融公庫の新規開業向け融資を借り入れる者				1.50%
経営革新資金【経営革新】	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の承認を受けた中小企業者	設備資金 （運転資金）	5,000 （運転　2,000）	有	1.75%
				無	1.80%
みえ経営向上支援資金【経営向上】	三重県版経営向上計画「ステップ３」の知事の認定を受けた中小企業者	設備資金 運転資金	1,500	有	1.55%
みえ産業振興戦略関連資金【振興戦略】	みえ産業振興戦略保証に関する計画認定を受けた中小企業者	設備資金 研究開発資金	10,000	有	1.75%
	海外営業所・工場に係る設備投資資金（直接投資に係る調査費用、設備投資に附随する運転資金を含む）	設備資金 （運転資金）	5,000 （運転　2,000）	有	1.75%

<table>
<tr><th>保証料率</th><th>期　間</th><th>担保・保証人</th><th>申込先</th><th>取扱金融機関</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">0.45% ～ 1.50%</td><td rowspan="4">設備　7 年以内
運転　5 年以内</td><td rowspan="3">担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。
原則第三者保証人不要。</td><td rowspan="2">商工会
商工会議所</td><td rowspan="2">【銀行】 百五・三重・第三・みずほ・三菱東京ＵＦＪ・りそな・滋賀・南都・大垣共立・中京・愛知・岐阜・紀陽
【信用金庫】 桑名・北伊勢上野・津・三重・紀北・新宮
【信用組合】 イオ
【農協等】 三重北・鈴鹿・三重中央・津安芸・一志東部・松阪・多気郡・伊勢・鳥羽志摩・伊賀北部・伊賀南部・三重南紀及び三重県信用農業協同組合連合会</td><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>商工会</td><td>各商工会と商工貯蓄共済制度契約を締結している金融機関</td><td></td></tr>
<tr><td>0.60%
【弾力化対象外】
【責任共有対象外】</td><td>担保・保証人とも不要。</td><td rowspan="2">商工会
商工会議所</td><td rowspan="2">一般扱いと同じ</td><td>別途保証協会の保証を付した融資を受けている方はこの制度は利用できません。</td></tr>
<tr><td>0.45% ～ 1.90%</td><td>5 年以内</td><td>担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。
原則第三者保証人不要。</td><td>他に小規模事業資金に準じた各種扱いあり。限度額は小規模事業資金とあわせた額になります。</td></tr>
<tr><td>0.50% ～ 1.80%
0.50% ～ 2.20%(借換の場合)
【責任共有対象外】</td><td>3 ヶ月～
6 ヶ月以内</td><td>担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。
原則第三者保証人不要。</td><td rowspan="2">取扱
金融機関</td><td rowspan="2">小規模事業資金の一般扱いと同じ</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">0.60%
【弾力化対象外】
【責任共有対象外】</td><td rowspan="2">10 年以内</td><td rowspan="2">担保不要。
法人代表者を除き保証人不要。</td><td></td></tr>
<tr><td>商工会
商工会議所</td><td rowspan="5">小規模事業資金の取扱金融機関及び商工組合中央金庫</td></tr>
<tr><td>0.44%・0.91%
【弾力化対象外】</td><td rowspan="2">設備　10 年以内
運転　5 年以内</td><td rowspan="2">担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。
原則第三者保証人不要。</td><td rowspan="4">取扱
金融機関</td><td>経営革新の知事承認については、
三重県産業支援センター
℡ 059-228-3321</td></tr>
<tr><td>―</td><td></td></tr>
<tr><td>0.45% ～ 1.50%</td><td>10 年以内</td><td>担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。
原則第三者保証人不要。</td><td>知事の認定については、
三重県産業支援センター
℡ 059-228-3321</td></tr>
<tr><td>0.45% ～ 1.50%</td><td>設備　15 年以内
運転　7 年以内</td><td rowspan="2">担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。
原則第三者保証人不要。</td><td>知事の認定
(問い合わせ先は別表参照)
が必要</td></tr>
<tr><td>0.91%
【弾力化対象外】</td><td>10 年以内</td><td></td></tr>
</table>

制度名	融資の対象	資金使途	融資限度額（万円）	協会利用	融資利率（固　定）
環境・防災対策等促進資金【環防】	環境対策扱い （地球温暖化防止関連） ①新エネルギー設備の設置を行う中小企業者及び組合 ②省エネルギー設備の設置を行う中小企業者及び組合 （公害防止等関連） ③公害防止活動、環境保全活動（ＮＯｘ・ＰＭ法排出基準等の非適合車を排出基準に適合する新車へ買い換える等）又は、リサイクル関連施設の整備等を行う中小企業者及び組合 ④自動車ＮＯｘ・ＰＭ法の対策地域内に登録のある排出基準非適合車を排出基準に適合する新車に買い換え、吹付けアスベスト等の飛散未然防止措置を行う中小企業者及び組合	設備資金 運転資金	5,000 土壌汚染調査 200	有	①②④ 1.55% ③ 1.75%
				無	①②④ 1.60% ③ 1.80%
	防災対策扱い ①建築物の耐震診断、補強計画、耐震改修設計及び事業継続計画（ＢＣＰ）を策定する中小企業者及び組合 ②建築物の耐震補強、機械等の転倒防止、浸水を防ぐ事務所等のかさ上げ等防災対策を行う中小企業者及び組合		①　500 ② 5,000	有	1.55%
				無	1.60%
	規格取得扱い ISO14000 シリーズ、ISO9000 シリーズの認証取得を行う中小企業者及び組合	運転資金	1,000	有	1.75%
				無	1.80%
セーフティネット資金【セーフティ - 県】	中小企業信用保険法第２条第５項第１号～第６号の認定を受けた中小企業者及び組合	設備資金 運転資金	中小企業 8,000 組合 11,000	有	金融機関所定利率
リフレッシュ資金【リフレッシュ・リフレ】	取引先の倒産、災害等の突発的事由により経営に支障を生じている中小企業者及び組合	設備資金 運転資金	中小企業 5,000 組合 8,000	有	金融機関所定利率
再チャレンジサポート資金【再チャレ】	一般扱い 三重県中小企業再生支援協議会による再生支援（第２次対応）又は保証協会ミニ再生により策定された再生計画や三重県中小企業再生ファンド等の支援に基づき事業の再生を図ろうとする中小企業者及び組合	設備資金 運転資金	8,000	有	金融機関所定利率
	経営安定化扱い 一般扱いの要件に該当するほか、中小企業信用保険法第２条第５項第１号～第６号の認定を受けた中小企業者及び組合				
	経営革新扱い 一般扱いの要件を満たし、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の承認を受けた中小企業者及び組合				
	経営安定つなぎ資金扱い 三重県中小企業再生支援協議会による再生支援（第２次対応）が決定又は保証協会ミニ再生を活用した再生計画策定前の中小企業者及び組合、三重県中小企業再生ファンド等の支援が内定した中小企業者及び組合で、中小企業信用保険法第２条第５項第１号～第６号の認定を受けた者				

（別表）

みえ産業振興戦略関連資金の知事認定に係る問い合わせ先一覧

認定項目	問い合わせ先	電話番号
障がい者雇用促進のための設備資金	雇用対策課	059-224-2461
新エネルギー関連の施設に係る設備資金	エネルギー政策課	059-224-2316
ものづくり技術高度化に係る設備資金等	ものづくり推進課	059-224-2749
地域資源を活用した事業に係る設備資金	地域資源活用課	059-224-2336
企業立地に係る設備資金	企業誘致推進課	059-224-2819
自社のサービス向上等を図るための設備資金	サービス産業振興課	059-224-2227
観光施設のバリアフリー化のための設備資金	観光政策課	059-224-2077
みえライフイノベーション特区推進のための設備資金等	ライフイノベーション課	059-224-2331

<table>
<tr><th>保証料率</th><th>期　間</th><th>担保・保証人</th><th>申込先</th><th>取扱金融機関</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>0.45% ～ 1.50%</td><td rowspan="2">設備 7 年以内
(車両を含む場合は 5 年以内)
運転　5 年以内</td><td rowspan="5">担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。
原則第三者保証人不要。</td><td rowspan="5">取扱
金融機関</td><td rowspan="5">小規模事業資金の取扱金融機関及び商工組合中央金庫</td><td rowspan="2">知事の認定（内認定）が必要。
［①はエネルギー政策課
℡ 059-224-2316
②～④は各環境事務所
（連絡先は 7 頁参照）
③④のうち車両の買替は
大気・水環境課
℡ 059-224-2380］
環境対策車の導入は保証協会利用「有」のみの利用となります。</td></tr>
<tr><td>―</td></tr>
<tr><td>0.45% ～ 1.50%</td><td rowspan="2">①運転 5 年以内
②設備 10 年以内</td><td rowspan="2">知事の認定が必要。
認定については、
防災企画・地域支援課
℡ 059-224-2184</td></tr>
<tr><td>―</td></tr>
<tr><td>0.45% ～ 1.50%</td><td rowspan="2">運転 5 年以内</td><td rowspan="2">県の承認が必要。
承認については、
サービス産業振興課
℡ 059-224-2447</td></tr>
<tr><td>―</td></tr>
<tr><td>0.60%
【弾力化対象外】
【責任共有対象外】</td><td>10 年以内</td><td rowspan="6">担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。
原則第三者保証人不要。</td><td rowspan="6">取扱
金融機関</td><td rowspan="6">小規模事業資金の取扱金融機関及び商工組合中央金庫</td><td>市町長の認定が必要。</td></tr>
<tr><td>0.45% ～ 1.50%</td><td>7 年以内</td><td>組合は中小企業団体中央会の認定が必要。</td></tr>
<tr><td>0.45% ～ 1.50%</td><td rowspan="3">10 年以内</td><td></td></tr>
<tr><td>0.50%
【弾力化対象外】
【責任共有対象外】</td><td>市町長の認定が必要。</td></tr>
<tr><td>0.44%・0.91%
【弾力化対象外】</td><td>知事の承認が必要。
承認については、
三重県産業支援センター
℡ 059-228-3321</td></tr>
<tr><td>0.50%
【弾力化対象外】
【責任共有対象外】</td><td>3 年以内</td><td>市町長の認定が必要。</td></tr>
</table>

※制度名の【　　】は略称を表す。（各種扱いに係る表示は省略）

その他の融資制度

制　度　名	融資対象	資金使途	貸　付　条　件	申込・相談先
小規模企業者等設備資金貸付制度	原則として小規模事業者	設備機器類（土地、建物を除く）	貸付額　原則として 50 万円以上 4,000 万円以下 貸付率　原則として設備価格の 50％以内 償還期間　原則として 7 年（据置 1 年） 利率　無利子 損害保険　必要 担保　不動産担保等 連帯保証人　必要	三重県産業支援センター 経営支援課 ☎ 059-228-3326
中小企業高度化資金貸付制度	事業協同組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合等	集団化、共同化、協業化等に必要な土地、建物等（資産として計上されるものに限る）	貸付額　原則として対象資金の 80％以内 償還期間　20 年以内（据置 3 年以内）で県が適当と認める期間 利率　お問い合わせください 損害保険　必要 担保　不動産担保等 連帯保証人　組合役員等の連帯保証	雇用経済部 サービス産業振興課 ☎ 059-224-2447 （受付期間） 原則として事業を実施する前々年度で随時受付

環境・防災対策等促進資金（環境対策扱い）の認定に関するお問い合わせは、各環境事務所まで。

名　　称	電話番号	名　　称	電話番号
桑名地域防災総合事務所	0594－24－3624	伊賀地域防災総合事務所	0595－24－8078
四日市地域防災総合事務所	059－352－0593	南勢志摩地域活性化局	0596－27－5405
鈴鹿地域防災総合事務所	059－382－8675	紀北地域活性化局	0597－23－3469
津地域防災総合事務所	059－223－5083	紀南地域活性化局	0597－89－6937
松阪地域防災総合事務所	0598－50－0530		

小規模事業資金・小規模借換資金の受付をはじめ、税務から経営革新、創業、事業承継まで、経営にかかわることは、お近くの商工会議所・商工会等まで、お気軽に御相談ください。

名　　称	電話番号	名　　称	電話番号	名　　称	電話番号	名　　称	電話番号
桑名商工会議所	0594-22-5155	熊野商工会議所	0597-89-3435	松阪西部商工会	0598-32-2321	みえ熊野古道商工会	0597-47-0576
四日市商工会議所	059-352-8191	桑名三川商工会	0594-42-3111	多気町商工会	0598-38-2117	紀宝町商工会	0735-21-6475
鈴鹿商工会議所	059-382-3222	いなべ市商工会	0594-72-3131	明和町商工会	0596-52-5235	北勢商工会広域連合	0594-82-1088
亀山商工会議所	0595-82-1331	木曽岬町商工会	0567-68-1183	大台町商工会	0598-82-1411	津・伊賀商工会広域連合	059-265-6133
津商工会議所	059-228-9141	東員町商工会	0594-76-2510	小俣町商工会	0596-22-3619	松阪商工会広域連合	0596-52-0133
松阪商工会議所	0598-51-7811	菰野町商工会	059-393-1050	玉城町商工会	0596-58-3211	志摩・度会商工会広域連合	0599-44-0750
伊勢商工会議所	0596-25-5151	朝明商工会	059-365-6603	南伊勢町商工会	0599-66-0054	東紀州商工会広域連合	0597-47-0576
鳥羽商工会議所	0599-25-2751	楠町商工会	059-397-2046	大紀町商工会	0598-74-1379	三重県商工会連合会	059-255-3161
上野商工会議所	0595-21-0527	津北商工会	059-245-5678	度会町商工会	0596-62-1313	三重県中小企業団体中央会	059-228-5195
名張商工会議所	0595-63-0080	津市商工会	059-262-3250	伊賀市商工会	0595-45-2210		
尾鷲商工会議所	0597-22-2611	松阪北部商工会	0598-56-2039	志摩市商工会	0599-44-0700		

日本政策金融公庫　中小企業事業の融資制度

(H26.2.20)

〔申込・相談先〕　津支店 / 津市万町津 133 番地　☎059-227-0251

制度名		融資対象	資金使途	貸付限度額	貸付期間
特別貸付	新事業育成資金	高い成長性が見込まれる新たな事業を行なうかたで、事業化から７年以内のかた	設備資金 運転資金	設備・運転併せて６億円	設備　15 年以内（据置５年以内） 運転　７年以内（据置２年以内）
	新事業活動促進資金	「経営革新計画」の承認を県等から受けたかたなど	設備資金 運転資金	設備・運転併せて７億２千万円 （ただし運転資金２億５千万円） 〔代理貸付は設・運併せて１億２千万円〕	設備　20 年以内（据置２年以内） 運転　７年以内（据置３年以内）
	企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食店及びサービス業で特定の設備投資を行なうかたなど	設備資金 運転資金（一部）	設備・運転併せて７億２千万円 （ただし運転資金２億５千万円） 〔代理貸付は設・運併せて１億２千万円〕	設備　20 年以内（据置２年以内） 運転　７年以内（据置１年以内）
	ＩＴ活用促進資金	情報技術の普及に伴う事業環境の変化に対応するため特定の情報化投資を行なうかた	設備資金 運転資金	設備・運転併せて７億２千万円 （ただし運転資金２億５千万円） 〔代理貸付は設・運併せて１億２千万円〕	設備　15 年以内（据置２年以内） 運転　７年以内（据置１年以内）
	地域活性化・雇用促進資金	２名以上（従業員 20 名以下の企業などは１名以上）の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行なうかたなど	設備資金 運転資金	設備・運転併せて７億２千万円 （ただし運転資金２億５千万円） 〔代理貸付は設・運併せて１億２千万円〕	設備　20 年以内（据置２年以内） もしくは 15 年以内（据置２年以内） 運転　７年以内（据置１年以内）
	環境・エネルギー対策資金	特定の産業公害防止施設や省エネルギー設備等を設置するかたなど	設備資金 運転資金（一部）	設備・運転併せて７億２千万円 （ただし運転資金２億５千万円） 〔代理貸付は設・運併せて１億２千万円〕	設備　15 年以内（据置２年以内） 運転　７年以内（据置２年以内）

１．その他の資金として、金融環境変化対応資金、経営環境変化対応資金、海外展開資金、中小企業会計活用強化資金等があります。
２．貸付利率は使途、貸付期間等により異なります。

日本政策金融公庫　国民生活事業の融資制度

(H26.2.20)

〔申込・相談先〕　津　支　店 / 津市万町津 133 番地　☎059-227-5211
四日市支店 / 四日市市元町９番 18 号　☎059-352-3121
伊勢支店 / 伊勢市岩渕 2-5-1 三銀日生ビル 3F　☎0596-24-5191

制度名		融資対象	資金使途	貸付限度額	貸付期間
普通貸付		事業を営まれる中小企業の方々	設備資金 運転資金	4,800 万円 （特定設備資金は 7,200 万円）	設備　10 年以内（据置２年以内） 運転　５年以内（特に必要な場合７年以内）（据置１年以内） 特定設備資金　20 年以内　（据置２年以内）
特別貸付	企業活力強化貸付（企業活力強化資金）	卸売業、小売業、飲食店またはサービス業を営む方	店舗の新築、増改築、機械設備の導入等の設備資金及び運転資金	7,200 万円 （うち運転資金 4,800 万円）	設備　20 年以内（据置２年以内） 運転　５年以内（特に必要な場合７年以内）（据置１年以内）
	企業活力強化貸付（ＩＴ資金）	情報化投資を行う方	情報化のための設備資金及び運転資金	7,200 万円 （うち運転資金 4,800 万円）	設備　15 年以内（据置２年以内） 運転　５年以内（特に必要な場合７年以内）（据置１年以内）
	食品貸付	食品関係の小売・製造小売、または花き小売業を営む方	店舗の新築、増改築、機械設備の導入、フランチャイズチェーンへの加盟資金など	7,200 万円 （うち運転資金 4,800 万円）	設備　原則 13 年以内（据置原則２年以内） 運転　原則　５年以内（据置原則１年以内） （新規開業支援設備資金等　原則 15 年以内 （特に必要な場合 20 年以内）（据置原則３年以内））
	セーフティネット貸付（経営環境変化資金）	売上が減少するなど業況が悪化している方	経営基盤の強化を図るための運転資金・設備資金	4,800 万円	設備　15 年以内（据置３年以内） 運転　５年以内（特に必要な場合８年以内） （据置１年以内（特に必要な場合は３年以内））
	新企業育成貸付（新規開業資金）	新たに開業する方、開業後おおむね５年以内の方	開業に必要な設備資金及び運転資金	7,200 万円 （うち運転資金 4,800 万円）	設備　15 年以内（特に必要な場合 20 年以内）（据置３年以内） 運転　５年以内（据置６か月以内（特に必要な場合は１年以内））
	新企業育成貸付（新事業活動促進資金）	経営革新計画の承認を受けた方や、経営多角化、事業転換を図る方など	設備資金 運転資金	7,200 万円 （うち運転資金 4,800 万円）	設備　15 年以内（特に必要な場合は 20 年以内）（据置２年以内） 運転　５年以内（据置１年以内（特に必要な場合は３年以内））
経営改善貸付		商工会議所、商工会等の経営指導を受けている方	設備資金 運転資金	1,500 万円	設備　10 年以内（据置２年以内） 運転　７年以内（据置１年以内）

１．平成 26 年度の制度改正により、本表の内容は変更されることがあります。本表のほかにもお使いみちによりいろいろな制度があります。
２．貸付利率は担保・保証人の有無、お使いみち、貸付期間等により決定されます。

三重県信用保証協会について

三重県信用保証協会は、信用保証協会法によって設立された公的機関です。
事業資金の融資をお受けになるとき、中小企業の皆様をバックアップします。

申込人の資格……次の（１）または（２）に該当すれば保証対象とします。
（１）個人の場合
三重県内に住居または事業所（店舗・工場等）のいずれかを有している方
（２）法人の場合
三重県内に本店または事業所（店舗・工場等）を有している方

信用保証料……中小企業者の経営状況に応じ、９段階の保証料率（基本となる保証料率は年率 0.45 ～ 1.90%）となり、次のような要件を満たしている場合は保証料率の割引を行います。
●次のいずれかに該当する会社には、保証料率を 0.1%割引します。
ア 「中小企業の会計に関する基本要領」に準拠して財務諸表を作成していることについて、確認書類を提出いただいた方（但し責任共有保証料率が適用される保証（特定社債を除く）に限る）
イ 会計参与を設置している方
ウ 公認会計士または監査法人の監査をうけている方
エ 有価証券報告書を作成している方
※個人事業者、組合、医療法人等は対象となりません。
※一括支払契約保証は対象となりません。
●担保の提供がある場合は、表示利率より０．１％を割引します。（ただし、一部の保証制度を除きます。）

連帯保証人……次のような場合を除き、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。
①実質的な経営権を持っている方や営業許可名義人および申込人（法人の場合は代表者）と共に当該事業に従事する配偶者の方が連帯保証人となる場合
②本人または代表者が健康上の理由のため事業承継予定者が連帯保証人となる場合
③財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申出があった場合
※保証人が信用保証委託契約に基づく保証債務の整理について 2013 年 12 月 5 日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。）に則った整理を申し立てた場合には、信用保証協会は同ガイドラインに基づき当該整理に忠実に対応するように努めます。

担保……必要に応じて徴求します。（制度によっては必ず徴求する場合があります。）

※なお、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

H26.4.1

制度名		保証限度額（千円）	保証期間		制度名		保証限度額（千円）	保証期間	
一般	普通保証	個人、会社 200,000 組合 400,000	運転 設備	7年 15年	特別保証	流動資産担保融資保証	個人、会社、組合 200,000	根保証 個別保証	1年 1年以内
一般	無担保保証	個人、会社、組合 80,000	運転 設備	7年 15年	特別保証	公害防止保証	個人、会社 50,000 組合 100,000	運転 設備	7年 15年
特別保証	特別小口保証	個人、会社、組合 12,500	運転 設備	5年 7年	特別保証	エネルギー対策保証	個人、会社 200,000 組合 400,000	運転 設備	7年 15年
特別保証	小口零細企業保証	個人、会社、組合 12,500	運転 設備	7年 15年	特別保証	海外投資関係保証	個人、会社 200,000 組合 400,000	運転 設備	7年 15年
特別保証	当座貸越根保証	個人、会社 280,000	事業 資金	1年又は 2年	特別保証	新事業開拓保証	個人、会社 200,000 組合 400,000	運転 設備	7年 15年
特別保証	事業者カードローン当座貸越根保証	個人、会社 20,000	事業 資金	1年又は 2年	特別保証	事業再生保証制度	個人、会社、組合 200,000	事業 資金	10年
特別保証	長期経営資金保証	個人、会社 200,000	運転 設備	15年 20年	特別保証	中小企業特定社債保証	会社 450,000	事業 資金	7年
特別保証	商業手形割引保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転	180日	特別保証	予約保証	個人、会社、組合 20,000	事業 資金	7年
特別保証	追認保証	個人、会社、組合 5,000	事業 資金	5年	特別保証	一括支払契約保証	買掛金債務を負担する支払企業 1,000,000	根保証	1年
特別保証	根保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転	1年以内	特別保証	経営者保証ガイドライン対応保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転 設備	3年 5年
特別保証	季節資金保証	個人、会社 12,000 組合 50,000	運転	6ヶ月					

制度名			保証限度額（千円）	保証期間	
特別保証	特例	災害関係保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転設備	10年 15年
		経営安定関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転設備	10年 15年
		労働力確保関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転設備	7年 15年
		中小小売商業関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転設備	7年 15年
		商店街整備等支援関連保証	一般社団法人 一般財団法人 280,000	運転設備	7年 15年
		伝統的工芸品支援関連保証	一般社団法人 一般財団法人 280,000	運転設備	7年 15年
		地域伝統芸能等関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転設備	7年 15年
		小規模事業者支援関連保証	一般社団法人 一般財団法人 280,000	運転設備	7年 15年
		中心市街地商業等活性化関連保証	中小企業者、特定会社、一般社団法人、一般財団法人等 280,000	運転設備	7年 15年
		中心市街地商業等活性化支援関連保証	特定会社、一般社団法人、一般財団法人等 560,000	運転設備	7年 15年
		創業等関連保証	個人、会社 15,000	運転設備	10年 10年
		経営革新関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転設備	5年 7年
		異分野連携新事業分野開拓関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転設備	5年 7年
		特定新技術事業活動関連保証	個人、会社 300,000 組合 600,000	運転設備	5年 7年
		経営革新等支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人 280,000	運転設備	7年 15年
		周辺地域整備関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転設備	7年 15年
		下請振興関連保証	個人、会社、組合 200,000	根保証 個別保証	1年 1年以内
		特定下請連携事業関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転設備	7年 15年
		流通業務総合効率化関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転設備	7年 15年

制度名			保証限度額（千円）	保証期間	
特別保証	特例	特定研究開発等関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転設備	7年 15年
		地域産業集積関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転設備	7年 15年
		地域産業資源活用事業関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転設備	7年 15年
		農商工等連携事業関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転設備	5年 7年
		農商工等連携支援関連保証	一般社団法人、 一般財団法人、 特定非営利活動法人 280,000	運転設備	5年 7年
		経営承継関連保証	個人、会社 280,000	運転設備	5年 7年
		商店街活性化事業関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転設備	7年 15年
		商店街活性化支援関連保証	一般社団法人、 一般財団法人、 特定非営利活動法人 280,000	運転設備	7年 15年
		東日本大震災復興緊急保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転設備	10年
		情報提供支援関連保証	一般社団法人 一般財団法人 280,000	運転設備	7年 15年
		事業再生円滑化関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転設備	3年
		事業再生計画実施関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	事業資金	15年
		創業関連保証	個人、会社　10,000	運転設備	10年
		連携創業支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人 280,000	運転設備	7年 15年
		特定信用状関連保証	外国法人と経営を実質支配していると認められる中小企業者 200,000	事業資金	1年
		中小企業承継事業再生関連保証	個人、会社 280,000 組合 480,000	運転設備	10年
		特定中小企業再生支援関連保証	認定支援機関 280,000	運転設備	7年 15年
		中堅企業（破綻金融機関等関連）特別保証	個人、会社、組合 600,000	運転設備	5年 7年

※保証の対象とする組合の範囲及び保証限度額は、保証制度により異なりますのでご留意ください。

融資の相談、制度内容等は最寄りの金融機関もしくは下欄に記載の三重県信用保証協会の本・支店まで気軽にお問い合わせください。

本店営業部
津市桜橋３丁目３９９番地
ＴＥＬ　０５９－２２９－６０２１（代表）
ＴＥＬ　０５９－２２９－６０１４（保証推進課）
ＦＡＸ　０５９－２２９－６３４４（保証推進課）

四日市支店
四日市市諏訪町４番５号
四日市諏訪町ビル５階
ＴＥＬ　０５９－３５３－９１６１（代表）
ＦＡＸ　０５９－３５４－２０４６

小規模事業資金について

○規模が小さいために資金調達が不利になりがちな小規模事業者は、商工会や商工会議所の経営指導を受けることで経営力を向上させ、経営基盤を強化させることが望まれます。
○この資金は、商工会や商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者の方を対象に融資を行うものです。この制度による融資を希望される方は、まず経営指導を受けて下さい。
○申込先は、事業所を所轄する商工会、商工会議所となっています。

一　般　扱　い

融資の対象	三重県内に主たる事務所があり、引続き1年以上同一事業を営んでおり、常時使用する従業員の数が２０人（商業又はサービス業（宿泊業・娯楽業以外）に属する事業を主たる事業として営むものは5人。ただし、サービス業のうち宿泊業･娯楽業は２０人）以下であり、かつ、事業税等県税を完納し、商工会又は商工会議所の経営指導を受けている事業者
融資限度額	１，５００万円
融 資 期 間	運転資金　５年　設備資金　７年
融 資 利 率	年率1．７５％（金融機関の協力と県補助金により低く設定されています。）
保 証 料 率	年率０．４５％～１．５０％（県補助金により低く設定されています。）
保　証　人	原則として第三者保証人を除く。
附 帯 条 件	融資を受けた事業者は、その後６か月毎に１回以上商工会議所（商工会）に経営状況を報告し、経営指導を受けなければなりません。
経 営 指 導	事業所において、経営指導員に事業概要、経理資料などを説明し、事業の経営目標と改善すべき課題を共有します。（売上高目標、取引先、商品構成・開発、経費削減など具体的で現実的な目標と改善点を整理します。） その後、目標達成や改善の状況について経営指導員に報告し指導を受けます。

小規模事業資金制度利用の手続き

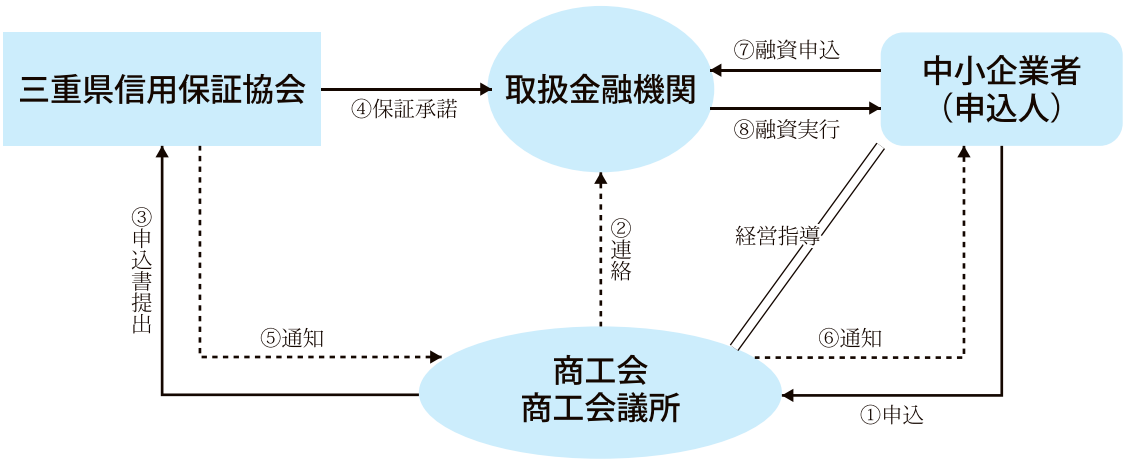

①商工会、商工会議所の窓口へ保証協会所定の申込書に必要書類を添付したものを提出し融資の斡旋依頼を行います。（必要書類は窓口でご確認ください。）
②商工会、商工会議所は、経営指導状況に照らし、融資が適当と認めたときは、金融機関に連絡の上、申込書に斡旋書を添付して信用保証協会に提出します。
④⑤⑥信用保証協会は、融資が適当と認めたときは、金融機関に保証書を発行するとともに商工会、商工会議所を通じ申込人に通知します。
⑦⑧申込人は、金融機関に融資申込を行い融資実行を受けます。

セーフティネット資金について

○三重県では、経営環境が悪化している特定中小企業者（セーフティネット保証の認定取得事業者）を対象に「セーフティネット資金」を実施しています。
○三重県は、利用者が負担する保証料の軽減（▲０．３％）を行っています。

セーフティネット資金の融資条件

融資の対象	８，０００万円
融 資 利 率	金融機関所定利率
保 証 料 率	０．６０％
融 資 期 間	１０年以内（据置期間1年以内）

セーフティネット資金融資の手続き

各市町の商工担当窓口において認定を受けた中小企業信用保険法第２条第５項第１号から第６号の認定書（※）を持参のうえ、三重県中小企業融資制度取扱金融機関窓口へお申込ください。

申込後、取扱金融機関及び三重県信用保証協会の審査があります。審査の内容によっては、融資を受けられない場合があります。

（※）中小企業信用保険法第２条第５項の認定書とは、取引先の倒産、事業活動の制限等により、経営の安定に支障を生じている中小企業者を、事業所の所在地を管轄する市町長が一定の基準をもって認定するための書式です。この認定を受けることによって、信用保証協会の別枠保証を利用できます。

中小企業信用保険法第２条第５項「特定中小企業者」について

第１号　民事再生手続き開始の申立等を行った大型倒産事業者に対して売掛債権等を有していることにより、資金繰りに支障が生じている中小企業者
第２号　生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接に取引を行っていること等のより売上等が減少している中小企業者
第３号　突発的災害（事故等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者
第４号　突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者
第５号　全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者
第６号　破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより借入の減少が生じている中小企業者

【認定要件の例：第５号の場合】
＜大臣の指定する業種＞
指定業種については中小企業庁のＨＰにて確認できます。
http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

＜認定基準＞
（イ）最近３か月間の売上高等が前年同期比５%以上減少の中小企業者
（ロ）製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者
（ハ）円高の影響によって、原則として最近１か月の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後２か月を含む３か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる中小企業者

平成 26 年度 小規模企業者等設備資金貸付制度のご案内

公益財団法人三重県産業支援センターでは、県内の小規模企業者等の創業及び経営基盤強化に必要な設備の導入の促進を図るため設備資金の貸付を行っています。(土地・建物を除く)

1 申込者の資格（対象企業及び設備）

・原則として従業員 20 人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）にあっては5人以下。ただし、サービス業のうち宿泊業・娯楽業は 20 人以下）の小規模企業者
従業員が 21 人以上 50 人以下の企業については、資金枠の 50％以内で、一定の制約がありますが認める場合があります。ただし、県の承認が必要です。

・その企業が経営基盤の強化を図るために導入する設備であって、当該設備を導入することにより付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額）が５年間で 10％、４年間で８％、３年間で６％以上の向上が見込まれること。（土地・建物を除く）
上記以外にも条件があります。詳しくはお問い合わせください。

2 設備資金貸付の条件

① 貸付金額	貸付対象設備価格の1／2以内の額　原則として 50 万円以上 4,000 万円以下 ただし、県知事の承認を受けた経営革新に関する計画、国の認定を受けた農商工等連携事業活動計画等に従って設置される設備 貸付対象設備価格の2／3以内の額　66 万円以上 6,000 万円以下
② 貸付利率	無利子
③ 償還期間	7年 (1年据え置き６年均等年賦)【公害関係法に該当する設備　12 年】
④ 償還方法	約束手形での償還になります。
⑤ 連帯保証人	必要
⑥ 担保	不動産担保等（担保設定費用は借主の負担）
⑦ 損害保険	貸付対象設備に貸付金相当額以上の損害保険を付ける必要があります。
⑧ 公正証書の作成	金銭消費貸借契約に基づき、公正証書を作成します。（作成費用は借主の負担）
⑨ その他	・売買契約の締結、設備の導入は平成 26 年度中に行われるものであること。 ・貸付金相当額は、貸付け後１か月以内に支払い、残金は三重県産業支援センターとの契約後または設備導入完了後、６か月以内に支払いを完了すること。 ・貸付企業には、貸付後に完了検査に伺い、関係書類を確認します。

3 貸付企業の選定

企業の体質、設備の必要性、資金調達能力及び償還などについて診断・調査の上、貸付審査委員会を経て選定します。

4 申込の受付時期・受付窓口

平成２６年４月から随時受付を行います。なお、資金枠に達したとき、または平成２７年１月のいずれか早い時点で受付を締切ります。

5 設備資金貸付のしくみ

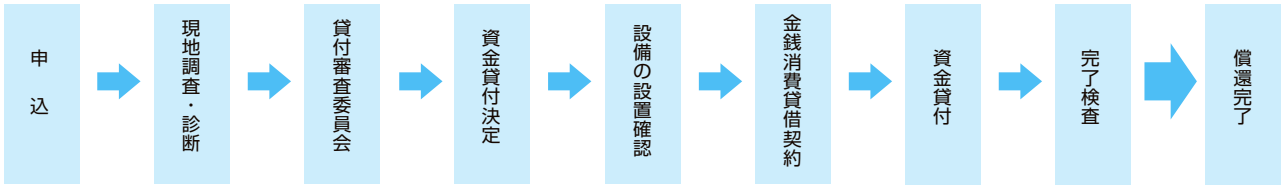

※本貸付事業は平成26年度をもって廃止となります。

【問い合わせ先】　**公益財団法人 三重県産業支援センター　　経営支援課**
〒514-0004　三重県津市栄町１丁目８９１番地　三重県合同ビル５階
TEL　０５９－２２８－３３２６　　FAX ０５９－２２８－３８００
URL　http://www.miesc.or.jp

memo

三重県雇用経済部HP　http://www.pref.mie.lg.jp/D1KOYOKEI/

中小企業融資制度ＨＰ　http://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/tanyusi/index.htm

三重県雇用経済部サービス産業振興課
TEL 059-224-2447　FAX 059-224-2078
（平成26年4月発行）

R70 本誌は古紙配合率70%再生紙を使用しています
VEGETABLE OIL INK
リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。